

メガソーラープロジェクト対象事業地区用地等の活用に係るサウンディング型市場調査 質問及び回答

質問番号	項目	質問内容	回答
1	対象地に関する質問	<対象地番号>「②、③、④」 ・事業所の誘致は可能でしょうか。	・「②」について、店舗及び事務所等は誘致することはできません。 ・「③、④」について、用途地域、地区計画及びアーバンデザイン計画に沿った事業所であれば誘致すること可能です。 アーバンデザイン計画： https://web.pref.hyogo.lg.jp/kc12/urbandesign.html
2		<対象地番号>「②、③、④」 ・蓄電池用地としては可能でしょうか。	・蓄電池用地として活用していただくことも可能ですが、②は近隣に住宅があるため、騒音等について近隣住民への十分な配慮をしていただく必要があります。
3		<対象地番号>「—」 ・対象地5カ所すべての活用検討が必要でしょうか？ それとも1か所ないしいくつかの活用でも良い方向でしょうか？	・1か所でも構いません。
4		<対象地番号>「—」 ・発電所の敷地内に汚染土はございますでしょうか？	・土壤汚染調査は実施していません。
5		<対象地番号>「①」 ・敷地は全て、境界確定まで完了していますでしょうか。	・境界確定は完了していません。利活用方策決定後、必要に応じて、県で境界確定作業を行います。
6	開発に関する質問	<対象地番号>「②、③、④」 ・道路関係がもう少し知りたい。	・「②」西側：たつの市道 幅員17mに接しています。 ・「③」南側：たつの市道 幅員9mに接しています。 ・「④」東側：上郡町道 幅員8mに接しています。
7		<対象地番号>「②、③、④」 ・明確な位置図等がほしい。	・別紙、参考資料「播磨科学公園都市航空写真」をご参照ください。
8		<対象地番号>「—」 ・兵庫県としてメガソーラー事業継続と新たな事業展開のどちらを優先的に選定したいなど、現時点でのお考えはありますでしょうか？	・今回のサウンディング調査結果を踏まえて利活用方策を判断したいと考えているので、現時点でどちらを優先的に選定したいということはありません。
9		<対象地番号>「—」 ・望ましくない開発などはありますでしょうか？	・都市計画法など各種関係法令に沿った開発をしていただくことになりますが、隣接地所有者等が受け入れにくい開発は望ましくないと考えます。
10		<対象地番号>「—」 ・メガソーラーの撤去は兵庫県で実施されるのでしょうか ・撤去に現実性がある場合、いつ頃に撤去・整地化が可能でしょうか	・サウンディング調査の結果を踏まえて利活用方策を判断しますので現時点では未定です。
11	許認可や関係法令に関する質問	<対象地番号>「—」 ・5カ所の発電所の活用において許認可や関係法令の確認漏れ、対応漏れなどは無い認識で、確認結果や対応結果は残っている認識で問題ありませんでしょうか？	・発電所の設置に係る申請等の許認可についての漏れはありません。 また、上記にかかる申請書および許可書については現存しています。 国等より回答を求められた調査等についても回答漏れはないと認識しています。
12	その他の質問	<対象地番号>「—」 ・参加資格については記載がありますが、記載内容以外の観点として、どのような企業による利活用を望まれているのか、例えば企業の規模、与信、事業の継続性、事業内容などについてもご意向があればお教え頂けますでしょうか？	・今回のサウンディング調査では、様々な業種の事業者から幅広く意見等を聞いています。提案いただく事業内容や事業継続性をもとに土地の利活用方策を検討させていただきます。
13		<対象地番号>「①」 以下情報を教えて頂きたいです。 ・設備容量（DCとAC）※配置図と単線結線図を希望します ・パネルの設置角度 ・パネルメーカーと型式 ・パワコンメーカーと型式 ・FIT単価 ・FIT買取開始日 ・土地の固定資産税と都市計画税	・以下の質問については、実施要領記載の参考資料（太陽光発電に係る関係資料）の扱いとなりますので、様式5（誓約書）を提出し、依頼のあった事業者に回答できる範囲内で提供します。 ・設備容量（DCとAC）※配置図と単線結線図を希望します ・パネルの設置角度 ・パネルメーカーと型式 ・パワコンメーカーと型式 ・FIT単価 ・FIT買取開始日 ・土地の固定資産税と都市計画税について 県には固定資産税、都市計画税は課されていません。 なお、対象地は市街化区域であるため、民間事業者等が取得した際には都市計画税が課されます。 また、地方公共団体が所有する固定資産に対しては、国有資産等所在市町村交付金として固定資産税相当額の負担をすることとなっていますが、非公表となっています。